

2024年11月20日

各位

沖縄県労働金庫

**沖縄県北部豪雨に係る「自然災害復旧ローン」の取り扱いについて**

このたびの豪雨により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

沖縄県労働金庫(理事長 東盛 政行)は、被災者の皆様の早期の災害復旧と生活安定に資するための特別融資「自然災害復旧ローン」の取り扱いを開始いたします。ご相談につきましては、各営業店窓口をご利用ください。

## 記

1. 取扱期間 2024年11月8日(金)～2025年2月7日(金)まで

## 2. 「自然災害復旧ローン」商品概要

対象となるお客様	(1) お勤めの方で、沖縄県北部豪雨により被災された方 (2) 保証機関の保証が受けられる方
お使いみち	申込人本人または3親等以内の親族のための次の範囲となります。 ※事業資金、投機目的資金、負債整理資金としてのご利用はできません。 (1) 生活資金 ① 災害時の当座(当面)の生活資金 ② 家財家具の買替費用 ③ 入院治療費用 ④ 自動車の買替・修理費用 ※ ①については、100万円が限度となります。 (2) 住宅資金 ① 被災住宅の修理・改修等の復旧工事費 ② 災害による住宅の建築費・購入費
融資限度額	500万円(10万円以上500万円以内)
返済期間	10年以内
金利	固定金利型(保証料込) (1) 沖縄ろうきん会員の方1.5% (2) 一般勤労者の方2.0%

担保	不要
保証機関	(一社) 日本労働者信用基金協会
必要書類等	ご本人確認書類、年収確認書類、勤続年数確認書類、資金使途が確認できる書類等のご提出が必要となります。

### 3. その他

- (1) 罹災証明書や被災証明書の提示を必須としていません。
- (2) 原則として、被災状況の確認のため、当金庫職員による現場調査を実施し、被害の程度が確認できない場合は対象外とします。  
※自己資金等ですでに家財家具や自動車の買替・修理等が済み、被害の程度が確認できない場合も対象外とします。

以上

